

## **保護者補助の算出方法**

### **計算例①**

【4月1日～3月31日まで私学助成園の新入園児、入園料120,000円、月額保育料25,000円を払った場合の補助金】

(1)まず、「入園料」に対して、45,000円を上限に「入園料補助金」が出る。

入園料120,000円>入園料補助金45,000円のため、

**入園料補助金45,000円**

(2)次に入園料の残額(入園料から入園料補助金を引いた額)を在園月数で割った額+保育料に対して、月額25,700円を上限に「施設等利用費」が出る。

入園料残75,000円/在園月数12月+月額保育料25,000円=31,250円

31,250円>施設等利用費上限額25,700円のため、

**施設等利用費25,700円/月(308,400円/年)**

31,250-25,700=5,550円…月額保育料の残額

(3)月額保育料の残額に対して月額12,000円を上限に「保護者補助金」が出る。

5,550円<保護者補助金限度額12,000円のため、

**保護者補助金5,550円/月(66,600円/年)**

※幼稚園類似施設は(2)と(3)の合計額が**保護者補助金**として支払われます。

### **計算例②**

【4月1日～3月31日まで私学助成園の進級園児、月額保育料30,000円を払った場合の補助金】

(1)保育料に対して、月額25,700円を上限に「施設等利用費」が出る。

保育料30,000円>施設等利用費上限額25,700円のため、

**施設等利用費25,700円/月(308,400円/年)**

30,000-25,700=4,300円…月額保育料の残額

(2)月額保育料の残額に対して月額12,000円を上限に「保護者補助金」が出る。

4,300円<保護者補助金限度額12,000円のため、

**保護者補助金4,300円/月(51,600円/年)**

※幼稚園類似施設は(1)と(2)の合計額が**保護者補助金**として支払われます。